

~~届出制手数料届出書~~
届出制手数料変更届出書

① 2013 年 8 月 23 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) いけだ れいこ
②届出者 氏 名 池田 麗子 印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	2 8 - ユ - 3 0 0 2 2 7
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	いけだ れいこ 池田 麗子
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 6 6 3 - 8 1 1 3 電話 0798 (64) 9126
	にしのみやしこうしえんぐち
	西宮市甲子園口 1-11-12
⑥適用開始・変更予定日	2013 年 9 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	添付の別紙 「手数料表」 のとおり
⑧備 考	連絡先 池田麗子 090-7343-8160

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 1,000 円 を求人者から

家政婦(夫)求職の受付 求職者から申込受付手数料は、一切申し受けません。

2 紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から次の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

賃金総額の18 %以内の額。

甲子園口看護婦家政婦紹介所